

平成30年度 神戸市交通安全市民運動実施要綱

1 目的

交通事故から尊い人命を守るために、あらゆる機会を通じて市民一人ひとりに広く交通安全知識を普及し、交通安全思想の高揚を図るとともに、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故のない「安全で安心なまちづくり」を実現するため、市民・事業者と関係機関や行政が手を携え協働の理念で、交通安全市民運動を展開する。

2 期間

平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）までの1年間

3 スローガン

☆ぶつかるとよ ながら運転 じこのもと
【運転者（同乗者を含む）へ呼びかけるもの】

☆行けるはず まだ渡れるは もう危険
【歩行者・自転車利用者へ呼びかけるもの】

☆自転車は 車といっしょ 左側
【歩道のない道路の交通安全を呼びかけるもの】

4 運動の重点

- (1) 子供と高齢者の交通安全
- (2) 自転車の交通安全
- (3) 飲酒運転の根絶
- (4) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (5) 夕暮れ時の交通安全



神戸市交通安全シンボルマーク

5 具体的施策

(1) 交通安全運動等の実施

春と秋に全国運動を、夏と年末に交通事故防止運動等を展開し、交通安全思想の普及徹底を図る。

平成30年度 交通安全運動等（予定）

① 期間を定めて実施するもの

運動の種類	期 間	備 考
春の全国交通安全運動	4月 6日～ 4月15日	国民運動
夏の交通事故防止運動	7月15日～ 7月24日	県民運動
秋の全国交通安全運動	9月21日～ 9月30日	国民運動
年末の交通事故防止運動	12月 1日～12月10日	県民運動
違法駐車等追放強化運動	11月 1日～11月10日	市民運動

② 月、日を決めて実施するもの

運動の種類	期 間	備 考
市バス走行環境改善キャンペーン	10月	市民運動
シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日	毎月15日	県民運動
みんなで迷惑駐車をなくする日	毎月 1日	県民運動
阪神地域ノーマイカーデー	毎月20日	神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市の7市
自転車安全利用の日	毎月 2日	県民運動

③ 対象を決めて実施するもの

運動の種類	期 間	備 考
子供・高齢者 しっかり見つめて 交通安全運動	通 年	県民運動
自転車安全利用推進運動	通 年	県民運動
飲酒運転根絶運動	通 年	県民運動
夕暮れ時の早めのライト点灯運動	通 年 ※点灯推奨時間 17:00（4月～9月） 16:00（10月～翌年3月）	県民運動
交差点 はっきり・しっかり安全運動	通 年	県民運動

(2) 重点項目に沿った取り組み

① 子供の交通安全

施 策	内 容	29 年度実績
子供の交通安全教室	幼児や小中学生などを対象に歩行指導や自転車の正しい乗り方、ルールの周知など交通安全教育を行う。	762 回 112,333 人 (H30.1 末現在)
保護者と教師の交通安全教室	児童の保護者の交通安全意識の高揚と学校（園）教師の指導技術の一層の向上を図る。	1 回 30 人
通学（園）路における交通安全表示	警察や建設局と連携し、通学（園）路において電柱巻きシート等の安全表示を行う。	電柱巻き 164 枚 ストップマーク 8 箇所 (H30.1 末現在)

② 高齢者の交通安全

施 策	内 容	29 年度実績
高齢者の交通安全教室	老人会や高齢者が集う場において、高齢者の交通事故事例の紹介など、交通安全意識の高揚や交通ルール遵守の徹底について講義する。	359 回 13,554 人 (H30.1 末現在)

③ 自転車の交通安全

施 策	内 容	29 年度実績
子供の交通安全教室	小学校等に出向き、自動車と自転車を活用した危険行為の実験や、自転車に乗車してルール・マナーを学ぶ参加・体験型の指導を行う。	115 団体 13,500 人 (H30.1 末時点)

④ 飲酒運転の根絶

施 策	内 容	29 年度実績
広報・啓発活動等	街頭キャンペーン、飲食店へのステッカー配付等で、飲酒運転の危険性、飲酒運転による交通事故が招く悲惨な結果等を認識・理解させる。	飲酒運転防止ステッカー (1,000 枚)

⑤ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

施 策	内 容	29 年度実績
広報・啓発活動等	各季の交通安全運動の街頭啓発活動などでのシートベルトとチャイルドシートの着用徹底の啓発を行う。	通年実施

⑥ 夕暮れ時の交通安全

施 策	内 容	29 年度実績
広報・啓発活動	車両の運転者に対しては早めのライト点灯、歩行者・自転車利用者等には明るい服装、反射材用品等の活用を呼びかけるなど、夕暮れ時の交通事故防止を図る。	通年実施

6 推進機関・団体の主な実施事項

推進機関・団体	主な実施事項
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 各推進機関・団体との連携 2 交通安全教育の実施 3 交通安全市民運動の推進 4 広報啓発活動の推進
警察	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全教育の推進 2 交通環境の整備 3 違法駐車取締り強化など交通指導取締りの実施 4 広報啓発活動の推進
道路管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 歩行者にやさしく安全で円滑な道路交通環境の創出 2 道路不法占用物件に対する除去等の促進等による道路使用の適正化 3 交通安全総点検の実施 4 交通事故防止現地検討会議の実施による事故対策検討、立案等
地域関係団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭・地域における交通安全教育の推進 2 各種広報媒体の活用による広報啓発の推進 3 街頭キャンペーン等の実施 4 違法駐車等の追放、啓発パトロールの実施
運輸関連団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 研修会・講習会等の開催と運転者適性診断の実施 2 過積載、過労運転の防止等労務運行管理の徹底 3 各種広報媒体の活用による広報啓発の推進
教育関係機関団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯にわたる交通安全教育の推進 2 登下校（園）時等における児童生徒の安全確保と街頭指導 3 学校周辺及び通学路の点検整備
報道機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報啓発活動の普及
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全市民運動の推進 2 研修会・講習会等の開催 3 街頭啓発キャンペーン等の実施及び広報活動の推進 4 県の自転車条例に基づく自転車安全利用の推進（自転車保険の加入義務化に伴う周知徹底等）



神戸市 違法・迷惑駐車追放シンボルマーク

神戸市交通安全対策推進協議会

事務局

〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市危機管理室地域安全推進担当

電話 078(322)5171

FAX 078(322)6031

E-mail kotsu-azen@office.city.kobe.lg.jp